

社会教育委員の会議次第

- ◆ 開催日時：平成 29 年 5 月 15 日（月）午後 2 時
- ◆ 開催場所：保谷庁舎 4 階理事者室

1 開会の言葉

2 議 事

- (1) 西東京市社会教育関係団体に対する補助金について
- (2) 調査活動「放課後子供教室」について
- (3) その他

【配布資料】

- 資料 1 学校施設開放運営協議会ヒアリング実施の概要
- 資料 2 平成 29 年度西東京市社会教育関係団体に対する補助金事務取扱要領（案）
- 資料 3 西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について（答申）
平成 29 年 1 月 25 日 西東京市公民館運営審議会

次回会議：6 月 19 日（月）午後 2 時
東分庁舎地下会議室

学校施設開放運営協議会ヒアリング実施の概要

学校 番号	学校名	ヒアリング担当		日時		場所
		運協調整担当				
		○司会	▲記録と報告者 □記録のみ			
1	田無小学校			4月18日(火)	16-17	管理棟
2	保谷小学校			4月18日(火)	16-17	管理室
3	保谷第一小学校			4月18日(火)	16-17	管理室
4	保谷第二小学校			4月18日(火)	16-17	相談室
13	東小学校			4月20日(木)	16-17	ランチルーム
8	向台小学校			4月21日(金)	16-17	管理棟
9	碧山小学校			4月24日(月)	16-17	管理室
10	芝久保小学校			4月24日(月)	16-17	管理棟
12	谷戸第二小学校			4月24日(月)	16-17	管理棟
14	柳沢小学校			4月25日(火)	16-17	管理棟か会議室
15	上向台小学校			4月25日(火)	16-17	管理棟
6	東伏見小学校			4月26日(水)	16-17	管理室
7	中原小学校			4月26日(水)	10-11	ふれあいルーム
17	住吉小学校			4月27日(木)	16-17	管理室
18	けやき小学校			4月27日(木)	16-17	管理室
5	谷戸小学校			4月28日(金)	16-17	確定後調整
11	栄小学校			4月28日(金)	14-15	管理室
16	本町小学校			4月28日(金)	16-17	管理棟

平成29年度 西東京市社会教育関係団体に対する補助金事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、「西東京市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱」(平成16年7月1日施行)(以下「要綱」という。)に基づき、適正かつ公正及び効率的に事務処理をするために必要事項を定める。

第2 補助金交付の対象となる団体(要綱第2関係)

補助金交付の対象団体は、要綱第2に規定する要件を備えているものとする。ただし、体育団体は除く。なお、実行委員会形式により2つ以上の団体が事業を行う場合も、実行委員会が次の項の条件を満たす場合は団体として見なす。

2 要綱第2に規定する内容は次のとおりとする。

- (1) 「市内で社会教育活動」とは、活動の殆どを市域内で実施していること。
- (2) 「団体としての意思を決定し」とは、団体の最高意思決定機関としての総会等があり、機能していること。
- (3) 「執行及び代表することのできる機能」とは、団体の運営にあたる役員体制と役割分担ができていること。
 - 〈例〉・代表者 その団体の運営及び活動を統括する。
 - ・会計 団体の収入・支出にかかわる経理にあたる。
 - ・役員 運営にかかわる任務を分担する。
 - ・会計監査 経理について監査する。
- (4) 「団体として独立した経理」とは、会費を徴収するなど、団体の独自財源を確保して財政が確立されていること。
- (5) 「監査の機能」とは、監査が厳正に行われ、総会等で承認を受けていること。
- (6) 会員数が10人以上あり、その3分の2以上が市内在住者又は在勤者であること。会員名簿を整備し、会員の市内市外の状況が把握できる状態になっていること。
- (7) 団体の本拠としての事務所又は事務を行う一定の場所が市内にあること。

第3 補助金の対象とならない団体(要綱第2関係)

社会教育に関する事業を行う団体であっても、次の各号の一つに該当する団体は補助金交付の対象とはならない。

- (1) 団体の全体経費の中で、補助金対象事業費が概ね3分の2を超えている団体(ただし、実行委員会の場合はこの限りではない)
- (2) 団体自らが営利事業を行い、又は特定の営利事業に団体の名称を使用させる行為のある団体
- (3) 当該事務取扱に違反し、又は西東京市教育委員会の指示に従わなかった団体

第4 補助金交付の対象となる事業(要綱第3関係)

要綱第2の条件を備えている団体の事業のうち、市民を対象として、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに完了する社会教育事業とする。

2 社会教育事業は次のものとする。

- (1) 講習会、発表会、展示会など市民に学習・文化・芸術活動の機会を提供する事業
- (2) 団体の構成員及び市民を対象として行われる特別に企画した事業
- (3) 社会教育に関わる調査研究や資料の作成、配布などの事業
- (4) その他社会教育の発展に寄与する公共的意義のある事業

3 補助金の交付対象となる事業は、一団体につき1事業とする。

4 前記2(1)、(4)においては、開催期日及び回数が、1日で1回のものを1事業とする。

5 ただし、次のような場合は、1事業とする。

- (1) 講習会、講演会等で、同一テーマ、同一講師で2回以上開催される場合は、実施回数全体を1事業とする。
- (2) 発表会、演奏会、公演会等で開催日を替えて2回以上開催される場合は、1回の開催を1事業とする。なお、同一会場、同一内容で1日2回以上開催される場合は、1日の事業を1事業とする。
- (3) 展示会等で、同一会場、同一内容の場合は、1事業とする。
- (4) 上記以外は、西東京市教育委員会が判断する。

6 事業の実施場所は原則として市域内とする。

ただし、キャンプ等自然体験活動事業については市域外であっても可とする。

第5 補助金交付の対象とならない事業(要綱第3関係)

次に掲げる事業は補助金の交付対象にならない。

- (1) 教育の事業(一定の目標や計画に従って遂行される事業)
- (2) 各公民館が実施している市民企画事業
- (3) 市又は国、東京都若しくは区市町村等他の公共団体(財団含む)が支出している他の補助金の交付を受けている事業
- (4) 団体が団体の構成員のみを対象として実施する定例的な事業
- (5) 対象事業予算の収入における団体自己資金(団体会費等の経常的資金)が3分の1以下の事業(ただし、補助対象事業経費が10万円未満の場合は除く)
- (6) 公益的にみて、評価の低い事業

2 補助対象事業の中で募金活動、チャリティー活動、署名活動等を行う場合は、補助の趣旨と募金活動等の趣旨と相容れないので、補助対象事業として認めない。

第6 補助対象事業経費(要綱第4関係)

補助対象の対象とする事業経費は、原則として、当該年に支出されたもので、かつ、事業完了までに支出されたもの。

2 経費の内容については次のとおりとする。

△ 報償費

知識、技能を必要とする内容で、講習会、講演会、研修会等の講師、助言者に対する謝礼金をいう。(当日の受付や作業補助等の労務に対する謝礼は該当しない。)

ただし、補助の対象となる事業を主催又は共催する団体の役員、会員等構成員は対象外とする。

△ 消耗品費

事業の実施に必要な事務用品等で短期間又は一度の使用によって、消費される物品の購入経費をいう。

ただし、個人用教材や参加賞に類する消耗品及び飲食費は対象外とする。

△ 印刷製本費

パンフレット、ポスター、チラシ、資料等のコピー代、印刷代及び製本費をいう。

△ 通信運搬費

切手、葉書等の郵便料、宅配便代及び事業当日の物品運搬費をいう。

ただし、電話代等公共料金は対象外とする。

△ 使用料及び賃借料

事業当日の会場使用料、著作権使用料、設備使用料をいう。

また、映画フィルム、自動車(障害者対象事業のみ)などの借上料を含む。

ただし、宿泊施設の使用料、入園料、入館料等は対象外とする。

△ ホームページ開設費

プロバイダー加入費、ホームページ作成ソフト代をいう。ホームページ開設時のみとする。(1回限り)

ただし、ホームページ作成委託料は対象外とする。

3 対象事業で収入があった場合は、対象経費から控除する。

4 事業経費の中で余剰金があった場合又は全体経費の中で余剰金又は繰越金があった場合は、一定の割合で対象経費から控除する。

(1) 事業経費での余剰金等の場合は100%控除する。

(2) 全体経費での補助金額を超える余剰金等の場合は、その金額の50~20%の割合で団体事情を配慮して控除する。

5 原則として、単一経費のみの事業については認めない。

第7 補助金額(要綱第5関係)

補助金申請書受付期間内に提出された申請を審査のうえ、補助対象経費(千円未満は切り捨てる)の2分の1以内で、平成29年度の予算額の28万5千円の範囲内で補助する。

2 対象経費が5万円未満にあつては、同額を補助し、対象経費が5万円以上10万円未満は5万円とする。

第8 事業の申請回数について(要綱第5関係)

- 1 同一の事業又は同一とみなされる事業は、原則として通算3回を限度に申請することができる。
- 2 次の事業は、同一の事業とし、通算3回までしか申請できない。
 - (1) 同一名称・同一内容の事業は、同一の事業とする。
 - (2) 講演会、演奏会、展示会等でテーマ、講師、演目、演者、展示内容等を変えても同一事業とする。
 - (3) 事業名を変えても企画・実施内容が同じ場合は、同一の事業とする。
- 3 事業の企画・実施内容に創意工夫や新しい取り組みが見られる事業については、同一とみなされる事業とし、社会教育委員の会議の意見を聞いて、交付の決定処理をする。

第9 補助金交付申請(要綱第6関係)

指定された期間内に、予め予約をした団体のみ申請の受付をする。

書類が不備であるもの、添付書類が不足していたために正式に申請が受理されなかった団体であっても、期間内に予約のうえ窓口に来庁した団体は申請したものとみなす。ただし、指定された期日までに、再提出した団体に限る。

第10 補助金の交付決定の通知(要綱第7関係)

補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書により当該団体責任者に通知する。

- 2 補助金の不交付を決定したときは、交付しない理由等を記載して補助金不交付決定通知書により当該団体責任者に通知する。

第11 承認事項(要綱第9関係)

申請内容を変更するときは、事業実施の14日前までにあらかじめ承認を得ることとする。

- 2 補助金の申請内容に変更が見込まれるときは、承認を必要とする変更内容かどうか事前に申し出ること。

第12 補助金の経理(要綱第14関係)

補助対象事業の支出に当たっては、そのつど領収書を徴収し、帳簿を備えて経理状況を常に明確にしておくこと。実績報告書を提出する際には、対象経費の領収書(レシート可)及び帳簿のコピーを提出すること。

- (1) 領収書の宛先に団体名の記入があること。

- (2) 領収書のただし書きの欄に購入品目、単価、数量等の明細が記入してあること。
- (3) 謝礼の領収書は、受領者の住所・氏名・㊤があり、謝礼の内容が記載されていること。(シャチハタ印は可)
ただし、外国人が講師等の領収書はサインのみで可とする。
- (4) 領収書には日付の記入があり、補助金の対象となるのは、原則として平成29年4月以降のもので、事業実施日までに支払ったものとする。
ただし、事業日実施日以後であっても、あらかじめ教育委員会の承認を得たもので、指定された期日までに提出したものは可とする。
- (5) 通信運搬費の切手については、受払い簿を整備し、実績報告提出時にそのコピーを提出すること。

2 次のものは領収書として認めない。

- (1) 本来の生業としていない業者又は団体が発行したもの
- (2) 団体の構成団体又は構成員が発行したもの
- (3) ㊤がないもの

第13 実績報告(要綱第14関係)

補助事業が完了したときは、速やかに(概ね事業が完了した日から30日以内)、西東京市社会教育関係団体に対する補助事業実績報告書を提出する。

ただし平成30年3月に補助事業が完了する場合にあっては、平成30年3月31日までに提出する。

第14 補助金の額の確定(要綱第15関係)

団体が提出した実績報告が、審査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を通知する。

確定通知を受けた団体は、請求書を提出する。提出された請求書に基づき、当該補助金確定額を団体に交付する。

なお、補助金の返還をする必要がある時は、補助金の確定通知書とともに、市に補助金を返還するための納入通知書を団体に送付する。

事務処理日程関係

5月中旬

要綱および事務取扱要領の確定

交付要綱及び補助金事務取扱等について社会教育委員の会議の意見を聴く。

6月中旬

申請受付の広報（6/15号市報・HP）

随時、申請手続き等についての相談受付

6月下旬から7月上旬

申請書受付

☆6月19日(月)～7月7日(金)

受付場所:西東京市役所保谷庁舎3階社会教育課(内容確認のため郵送不可)

受付時間:9:00～11:00、13:30～16:00

事前に必ず予約をして来てください。(1団体30分程度)

7月中旬から8月中旬

補助金申請書の審査

事務局による書類審査

8月中旬

社会教育委員の会議への報告

補助金申請・審査等について会議に報告し、補助金交付決定について意見を求める。

8月下旬

補助金交付決定通知書の送付

各団体責任者に、補助金交付決定通知書と補助金の請求方法と補助金の受領方法の説明書を送付する。

9月上旬から

**補助金対象事業実績報告書の提出
補助金の請求書受付**

受付場所:西東京市役所保谷庁舎3階社会教育課
(内容確認のために郵送不可)

受付時間:9:00~11:00、13:30~16:00

事前に必ず予約をして来てください。(1団体30分程度)

事業が完了した団体は随時、事業完了から30日以内に提出すること。

ただし、平成29年8月末日までに事業が完了している団体は9月末日までに提出すること。

また、平成30年3月に補助事業が完了する場合にあっては、平成30年3月31日までに提出すること。

10月中旬から3月中旬

実績報告書の提出後順次手続きを行う。

①補助金対象事業実績報告書審査

事務局による書類審査、社会教育委員の会議への報告

②補助金額の確定

補助金確定通知の送付

③補助金の交付

団体口座への振込み

☆西東京市社会教育関係団体に対する
補助金についての問合せ先☆

西東京市教育委員会教育部社会教育課

電話:042-438-4079(直通) 担当:神田・奥住

西東京市公民館の主催事業における
市民との協働・市民参加の
あり方について
(答申)

平成29年1月25日

西東京市公民館運営審議会